

## 包括的連携に関する基本協定（一部抜粋）

第1条 甲及び乙は、基本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 地域コミュニティブランド(SCB)の理念・理論の啓発・普及、
- (2) 地域コミュニティブランドに基づいた活動を推進中のプロジェクト紹介、
- (3) 熊本を中心とした元気でユニークな企業の紹介、
- (4) 元気でユニークな地域活性化・地域情報化活動の紹介、
- (5) ラジオ番組と ICT 技術の新たな融合、
- (6) その他両者が協議して必要と認める事項、

等を目的とした番組の制作・放送に関して、甲と乙は協力してその実現に向けた取り組みを積極的に推進するものとする。

なお、熊本を中心とした元気な企業、元気な地域活性化活動を紹介することに関しては、地域コミュニティブランドの理論的な視点を通じて、企業活動、地域活性化活動を検証することにより、単なる成功事例報告でなく学術的な研究素材・研究テーマを含めた番組企画を目指す。

また、番組制作の具体的な進め方の一つに、高校生、大学生、一般市民が参画可能なワークショップ形式を検討しており、教育プログラムや連携プログラムの導入により、地域・社会と協働した実践型の人材育成を念頭に置いた番組制作体制の確立を目指すとともに、ワークショップ運営にも地域コミュニティブランドの理念を導入する。